

[別紙 1]

令和 6 (2024) 年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 6 (2024) 年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和 6 (2024) 年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務

2 業務の目的

人口減少、少子高齢化が進行する中、国においてはデジタル田園都市国家構想総合戦略を定め、それぞれの地域において、データ連携基盤等を有効に活用しながら、各地域の仕事づくり、人の流れづくり、結婚・出産・子育てしやすい環境づくり、魅力的な地域づくりに向けたデジタル実装の包括的なビジョンや方針を描くことが重要としている。

本県においても、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、デジタル技術や各種データを効果的・効率的に活用し、県民が望む各種スマートシティサービスの提供等を容易とする、データ連携基盤を構築することとしている。

ついでには、データ連携基盤を活用したスマートシティサービスの提供に係る将来像を示し、令和 7 年度のデータ連携基盤構築に向け、現状や接続するサービス、データ連携基盤に求められる機能等を明らかにすることを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 3 月 18 日 (火) まで

4 業務内容

乙は、別添 1 「データ連携基盤構築に係る基本的な考え方 (令和 6 (2024) 年 4 月 15 日現在)」及び別添 2 「検討スケジュール案」を踏まえ、下記の業務を行う。

なお、甲が別に実施する「次世代GIS基本計画策定業務」及び「栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務」と密接に連携を図る必要があることに留意すること。

(1) 県民等に提供するサービス案の明確化

乙は、甲が県民等に提供するサービスを明確化するため、下記の業務を行う。

ア 次世代GIS及び次期防災情報システムの検討支援

- ・本業務とは別に他部局が実施する次世代GIS及び次期防災情報システムの検討について、打合せ会議への参加（月に 1～2 回程度を想定）、データ連携基盤構築の観点からの助言

イ 公共交通に係る提供サービス案の具体化

- ・公共交通に係る各種データを活用した他地域の事例調査を踏まえた甲の取組に係る助言
- ・上記の取組に関する必要なデータの洗い出し、実態調査（実現可能性の整理）、収集方法の検討

[別紙1]

- ・上記データの収集及びダッシュボード構築、公共交通事業の政策立案への活用方法検討
- ・上記データを活用した県民への適切なサービス提供方法の具体化
 - * 公共交通の持続可能性や利便性向上、利用促進等の課題を解決するため、交通事業者や市町等と情報共有による地域内交通の最適化や県民への適切な情報提供を行い、公共交通の利便性向上を行っていくこととしている。

ウ 甲による提供サービス案の具体化

- ・甲が検討する県民等に提供するサービスについて、他自治体の事例等も参考にデータ連携基盤活用を活用したサービス案の具体化
 - * 上記「イ」の他、3サービス程度の検討を想定している。

エ オープンデータの提供方法の具体化

- ・上記「ア」～「ウ」、下記(2)で取り扱うデータのうち、オープンデータとして提供できるものについて、他自治体の事例等も参考に、効果的・効率的なオープンデータの提供方法の具体化

(2) 県内市町との共同利用に係る調査・サービス案の具体化

国では、データ連携基盤について、「分野間のデータ連携基盤は各都道府県で1つに限る」という方針を示し、データ連携基盤の共同利用*を推進している。一方、本県内においては、佐野市、矢板市、那須塩原市がデータ連携基盤を活用したサービスの提供を行っている。

これらを踏まえ、乙は、下記の業務を行う。

ア 県内市町との共同利用に係る調査

- ・3市が活用するデータ連携基盤の現況調査
- ・3市以外の市町を含めた共同利用のパターンの提示及び各々のメリット・デメリットの整理
- ・共同利用に当たっての、各自治体間の役割の整理
 - * 「共同利用」は、「デジタル田園都市国家構想交付金」における取扱いと同じとする。

イ 県内市町が提供するサービスの具体化

- ・県内市町が抱える課題の調査* 1
- ・県内市町によるデータ連携基盤を活用したサービスの案の具体化* 2
- ・甲が設置する甲と県内市町が意見交換を行うための協議会の運営補助* 1
- ・必要に応じ、データ連携基盤に接続するための市町が持つ既存のシステム等の調査
 - * 1 データ連携基盤構築に係る情報の共有や共同利用に向け、甲と県内市町が意見交換を行うための協議会を設置予定であり、その場を活用した課題調査を想定している。
 - * 2 一部の市町において、サービス案が具体化されることを想定している。

(3) スマートシティサービスの将来像(案)の策定支援

乙は、上記(1)(2)を踏まえ、甲が行うデータ連携基盤を活用したスマートシティサービス提供に係る将来像の策定を支援する。

[別紙1]

(4) 令和7年度構築データ連携基盤の要件等の明確化・仕様書案の作成

乙は、庁内のインフラ等システム*やネットワークの現況を調査するとともに、当該システムとデータ連携基盤の接続方法を明確化する。

* 連携を想定しているインフラ等システムは、別添3「インフラ等情報一覧」を参照。

また、上記(1)～(3)を踏まえ、令和7年度に構築するデータ連携基盤に関する下記の事項を明確化するとともに、仕様書案を策定する。

- ・データ連携基盤を活用したサービス
- ・データ連携基盤の業務要件、機能要件、非機能要件
- ・データ連携基盤の構築コスト、運用コスト(複数パターンを作成し、パターン毎のメリット・デメリットを明示すること。)

なお、策定する仕様書案は、原則として特定の事業者のみが構築できる内容としないこととする。

また、要件定義に当たっては、乙はRFIを実施し、収集した情報を整理・分析し、仕様書案への反映を行うこととする。

(5) 運用ルール案の作成

乙は、構築するデータ連携基盤の円滑な運営を図るため、業務フローや規約等、運用ルールの案を作成する。

(6) 国庫補助金等の申請支援

甲は、令和7年度におけるデータ連携基盤の構築に当たり、デジタル田園都市国家構想交付金を始めとした国庫補助金等を活用することとしている。

このことを踏まえ、乙は、甲が国庫補助金等を活用するために作成する申請資料への助言を行うとともに、システムやサービスの概要図等の補助資料を作成する。

(7) その他

ア 受託業務責任者の選任

乙は、受託業務責任者を選任し、甲に報告し承認を得るものとする。

受託業務責任者は、乙の業務の全体を統括し、甲との調整や乙の業務の進行管理を行う。

なお、受託業務責任者は、特段の事情がない限り、変更を認めない。

イ 打合せの実施

甲と乙は、本業務の円滑な実施のため、月1回程度の定例的な打合せや必要に応じた不定期の打合せを実施し、綿密に連携を図るものとする。

なお、打合せには、必要に応じ甲の関係課や関係機関の担当者を参加させることがある。

打合せの実施後は、乙が打合せ記録を作成し、打合せ実施の3日以内に甲に提出し承認を受けるものとする。

[別紙1]

ウ 概算見積書の提出

乙は、甲の令和7(2025)年度当初予算編成の検討に必要な概算見積書を、令和6年9月に作成し、甲に提出する。

また、上記に関わらず、乙は、甲の求めに応じその時点での概算費用を算出する。

5 成果品

以下の成果品を提出すること。また、正本1部、副本2部、及び電子データを提出するものとする。

- ・実績報告書
- ・データ連携基盤に係る要件定義書案、仕様書案
- ・運用ルール案

6 納入場所及び検査

(1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課とする。

(2) 乙は、委託業務完了後、成果品を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。

(3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

7 その他

(1) 委託業務の開始から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している担当者を置き、委託業務の円滑な実施のために定期的に甲と連絡調整を行うこと。

(2) 乙は、業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

(3) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

(4) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと（委託契約期間終了後も同様とする）。

(5) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

(6) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。

(7) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。

(8) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。ただし従前から乙又は第三者が有していた著作権並びに乙又は第三者に帰属する同種のプログラムに共通して利用

〔別紙1〕

するルーチン、モジュールの著作権は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。

(9) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(10) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。